

リースについて

税理士 嶋 賢治

得価格及び諸経費の概ね全額をリース料として支払う（フルペイアウト）のリースをいいます。

また、「オペレーティング・リース」とは、ファイナンス・リース以外のリース取引をいいますが、一般的にはあまり馴染みがなく、リースといえればほとんどがファイナンス・リースを指します。

設備等の導入に際し、リースがいいか購入がいいかの質問をたびたび受けます。

リースは、大きく分けて、「ファイナンス・リース」と「オペレーティング・リース」に分類されます。

「ファイナンス・リース」は、中途解約ができず、リース物件の取

後にリース物件の所有権が借り手に移るか、移らないかです。

最近ほとんどは引が「所有権移転外ファイナンス・リース」です。この場合、税務上は原則として「売買があつたもの」とみなし、経理処理はリース料の総額を「リース資産」と「リース負債」で計上し、リース期間を耐用年数として減価償却を行います。

ただし、会社にとって重要性が高くないリース取引で「契約あたりのリース料総額が3百万円以下の場合やリース期間が1年以内の場合は「賃貸借処理」として支払時にリース料として計上できます。再リース料の支払いも一般的にはリース期間が1年となりますので「賃貸借処理」として支払時にリース料で計上します。

一般的に賃貸借処理ができるケースが多いので「リースにする」と経費で落ちますよ」との営業文句もあります。が減価償却すれば同じです。

確かにリースは手っ取り早く設備の導入が出来、経費の算出も簡単ですが、そのリース料には当然のことながら、金利や保険をはじめとする償却資産税等のランニングコストがすべて含まれるうえに、リース会社の利益が加算されています。

冒頭の質問への解答は「資金の調達が可能ならばリースより購入がいいです」となります。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで公開中



https://www.vidro.gr.jp/one_point/